

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（  新設  拡充  延長  その他 ）

No	1	府省庁名 復興庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 事業所税 その他（ <input type="checkbox"/> 都市計画税 ）	
要望項目名	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            福島県内の避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の活用と、地域利便の増進に寄与する公共施設の整備を促進するため、帰還環境整備推進法人が土地等を取得し、公共施設を整備した場合に、当該土地及び当該施設に係る個人住民税・法人住民税・事業税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税についての特例措置を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>【個人住民税】            福島県内の避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の活用と、地域利便の増進に寄与する公共施設の整備を促進するため、帰還環境整備推進法人が土地等を取得し、公共施設を整備した場合に、譲渡所得のうち 2,000 万円以下の部分について、個人住民税を軽減する（本則 5.0%→特例 4.0%）。</p> <p>下記の国税要望に係る個人住民税、法人住民税、事業税への連動</p> <p>【国税要望（所得税・法人税）】</p> <p>（1）帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合において、当該譲渡に係る譲渡益から、1,500 万円の特別控除制度を創設する。</p> <p>（2）帰還環境整備推進法人に対して個人が土地等を譲渡した場合において、2,000 万円以下 10%、2,000 万円超 15%の軽減税率を適用する。</p> <p>（3）帰還環境整備推進法人に対して法人が土地等を譲渡した場合において、5%の法人重課の適用除外とする。</p> <p>【不動産取得税】            帰還環境整備推進法人が、地域利便の増進に寄与する施設の整備のために、空き地・空き家等を取得し、公共施設を整備した場合、不動産取得税の課税標準の 1/5 を控除する。</p> <p>【固定資産税・都市計画税】            帰還環境整備推進法人が、地域利便の増進に寄与する施設の整備のために、空き地・空き家等を取得し、公共施設を整備した場合、当該土地及び公共施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の 2/3 を控除する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 32 条、第 292 条第 1 項第 4 号、第 313 条、            附則第 11 条、附則第 15 条、附則第 34 条の 2            租税特別措置法第 31 条の 2、第 62 条の 3、第 68 条の 6 8</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲2.7 ( — ) [平年度] ▲6.6 ( — )            [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
ページ	1—1	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的          原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域（以下「避難指示解除区域」という。）や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性          原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島県の復興及び再生については、福島県の置かれた特殊な諸事情と、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきであるとの考えの下、福島復興再生特別措置法に基づき、法や税の特例措置、予算措置等の各種施策を講じている。そのなかで、平成29年4月に、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除されたことを契機として、これまで避難していた住民の帰還に向けた、商業・サービス、介護・医療、コミュニティ活動支援等の生活環境の整備に係る施策に重点が置かれることとなったところ。</p> <p>しかしながら、多くの避難指示解除区域を有する市町村においては、家屋等の解体や住民の帰還をしないという判断によって、空き地・空き家等が点在し、原子力災害が生じる前から地域の状況が変化し、コミュニティ形成や日常生活を取り戻すに当たって課題となっている。</p> <p>当該市町村における空き地・空き家等については、住民が避難先で生活基盤ができたことに起因するものが多く、潜在的には売却等の意思を持ちながらも、手間に見合うだけの価値が見込めず、消極的な理由で保有されている状況にある。このような状況下では、自然状態に委ねていても、当事者による利活用に向けた積極的な行動を期待することは難しい。また、これから除染・解体やインフラ整備が行われていく特定復興再生拠点区域についても、同様の課題が生じることとなる。</p> <p>このため、当該市町村において、空き地・空き家等の利用を促進し、生活環境の整備を図り、もって避難した住民の帰還を推進するため、行政や、行政に代わって多様なニーズを捉えてまちづくり活動を行うまちづくり会社が、地域内に散発的に発生する空き地・空き家等の利用の意向や動向を捉えた上で、種々の事業に取り組むことが求められる。</p> <p>このような観点から、今般、福島復興再生特別措置法に基づき市町村が指定する帰還環境整備推進法人がより円滑に業務を遂行すべく、同法人が事業を行うにあたって取得した、または、管理の委託を受けた、空き地・空き家等の利用に係る所得税等についての特例措置を創設する。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	
<p>ページ</p>	<p>1—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する  (3) 避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実  ② 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援  避難指示解除及び帰還の進展に伴って、住民の方々が自立的に生活を再建していくことが可能となるよう、きめ細かな生活支援や事業・生業再開への支援を強化するとともに、帰還する住民の方々が安心して生活できる環境の整備に万全を期す。</p> <p>「福島復興再生基本方針」（平成 29 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）</p> <p>第 2 部 避難指示・解除区域の復興及び再生  第 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項</p> <p>1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方  国は以下①から⑨に掲げる横断的な視点及び 2 に掲げる事項に即して、引き続きこの地域の市町村の復興及び再生を着実に進める。  ① 避難解除等区域をその区域に含む市町村でも、引き続き避難指示が継続される区域が存在するなど、コミュニティの分断や行政機能の部分的な欠如等、地域そのものの機能が低下した状況が続くものと考えられる。このため、その復興及び再生については、福島県及び関係市町村が策定する復興計画等を踏まえつつ、必要な措置を推進し、被災施設やインフラの復旧はもとより、生活環境の整備や産業・雇用の再生、文化財や歴史的建造物等の復旧といった幅広い事項が総合的に進められるよう国が責任を持って取り組んでいく。  ⑨ 避難解除等区域を含む市町村では、市町村自身がその機能を十分に発揮することができない状況が続いていることから、国は、当該市町村の要望に応じ、まちづくり全般について協働していく。  (略)</p> <p>5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画  (略)  帰還環境整備推進法人は避難指示・解除区域市町村のまちづくりのパートナーとして公的な位置付けが得られることとなり、地域住民等による自主的な活動の促進を図ることが可能となる。国等においては、官民一体の復興まちづくり等を加速するため、各市町村における復興まちづくりを踏まえつつ、帰還環境整備推進法人の適正な業務の実施に必要な情報提供、指導又は助言を行うとともに、帰還環境整備推進法人の指定等に関する情報の周知・広報や計画提案制度の運用の支援等、必要な措置を講ずるものとする。</p>
	政策の達成目標	空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	これまで、個々の住民が帰還できる環境を整備することを重視して、家屋等の解体を進めてきたところ。このため、街全体で見た際に空き地が増加する問題については、ほとんど対策をとっておらず、生活環境が日々悪化している状況。	
ページ	1—3	

有効性	要望の措置の適用見込み	2. 33件/年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、居住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設（所得税・法人税、登録免許税） 帰還環境整備推進法人に土地等の管理を委託した場合の特例措置の創設（固定資産税・都市計画税） 土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設（所得税・法人税、個人住民税・法人住民税・事業税、登録免許税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	福島再生加速化交付金（平成31年度予算概算要求額884億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、住民の帰還に向けて、公共施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものである。
	要望の措置の妥当性	平成29年4月に帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除されたことに伴い、これまで避難していた住民の帰還に向けた環境の整備が急務となり、帰還環境整備推進法人の行う事業の円滑な実施が求められているところ。本要望項目は、このような背景を踏まえ、帰還環境整備推進法人に対する土地等の譲渡にインセンティブを与えることにより、土地等の取引を促進することで、同法人の事業を円滑に実施させようとするものである。予算上の措置等と合わせて、空き地・空き家等の利用促進のための措置が総合的に講じられることで、高い効果が期待できるものとする。
	ページ	1—4

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—